

【 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会の概要 】

1 設置根拠

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（法律や条例の定めによって設置する，調停・審査・諮問又は調査のための機関））

2 設置理由

- (1) 柏市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため
- (2) 第三者機関として、審査庁の裁決の判断の妥当性を審査するため

3 委員

9 人（条例上の定数は 14 人以内）

氏 名	職 等	備 考
飯 森 豊 水	開智国際大学名誉教授	
大 野 正 英	麗澤大学教授	
木 村 健 登	中央学院大学講師	
高 島 圭 介	弁護士	
津 金 邦 明	人権擁護委員	
釧 宮 子	弁護士	
樋 上 正 樹	弁護士	
廣 田 有 里	江戸川大学教授	
宮 本 嗣 巳	行政相談委員	

4 所掌事務

- (1) 公文書の開示の決定又は保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の決定に対する審査請求について、調査審議すること
- (2) 市長その他の実施機関の情報公開制度又は個人情報保護制度に係る諮問事項に関し調査審議すること
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱い等について調査審議すること
- (4) 情報公開制度及び個人情報保護制度その他両制度に関する重要な事項について意見を述べること
- (5) 行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること

5 組織

(1) 部会

審議会は、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合などで審議会が必要と認めるとき、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。

(2) 合議体

審議会は、情報公開請求以外の処分に対する審査請求についての調査審議を公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合などで審議会が必要と認めるとき、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。

6 議事等

(1) 審議会の開催要件は、在任委員の半数以上の出席（合議体は全員）

(2) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

7 会議の公開

原則として公開。ただし、次に掲げる事項を調査審議する場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項

ア 法令等の規定又は国等からの明示の指示に係る情報

イ 個人に関する情報

ウ 法人等に関する情報

エ 公共の安全等に関する情報

オ 審議, 検討等に関する情報

カ 事務又は事業に関する情報

(2) 審査請求に係る事件の諮問